6月14日 (第3日)

6月14日(木)第3日 午前10時00分開議

出席議員

	1番	長	坂	実	子		2番	1	角	増	正	裕
	3番	重	長	英	司		4番	Ī	岡	野	数	正
	5番	熊	倉	正	造		6番	3	平	Ш	博	之
	7番	酒	永	光	志		8番	-	Ŀ	本	_	男
	9番	花	野	伸	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	1	0番	ì	中	元	大	洋
1	1番	上	松	英	邦	1	2番	ī	吉	野	伸	康
1	3番	胡	子	雅	信	1	4番	5	登	地	靖	徳
1	5番	浜	西	金	満	1	6番	ļ	Ц	本	_	也
1	7番	Щ	本	秀	男	1	8番	7	休		久	光

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳 周作	副市長	土手	三生
教育長	御堂岡 健	総務部長	仁城	靖雄
企画部長	江郷 壱行	危機管理監	加川	英也
市民生活部長	山井 法男	福祉保健部長	山本	修司
産業部長	長原 和哉	土木建築部長	廣中	伸孝
教育次長	小栗 賢	企業局長	道丹	幸博
消防長	丸石 正男			

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 志茂 典幸 議会事務局次長 奥迫 理香

議事日程

日程第1	報告第2号	専決処分の報告について((仮称)認定こども園えた
		じま新築工事 (建築) 請負契約の変更について)
日程第2	報告第3号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決
		定について)
日程第3	報告第4号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決
		定について)
日程第4	報告第5号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決
		定について)
日程第5	報告第6号	平成29年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関
		する報告について

日程第6	報告第7号	平成29年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関
		する報告について
日程第7	承認第1号	専決処分の報告と承認について(江田島市税条例等の
		一部を改正する条例)
日程第8	承認第2号	専決処分の報告と承認について(江田島市国民健康保
		険税条例の一部を改正する条例)
日程第9	議案第36号	江田島市職員定数条例の一部を改正する条例案につい
		て
日程第10	議案第37号	江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
		及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
		条例案について
日程第11	議案第38号	江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人
		員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー
		ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
		する基準を定める条例の一部を改正する条例案につい
		て
日程第12	議案第39号	江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並
		びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果
		的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改
		正する条例案について
日程第13	議案第40号	都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準
		を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第14	議案第41号	江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関
		する基準を定める条例の一部を改正する条例案につい
		て
日程第15	議案第42号	権利の放棄について
日程第16	議案第43号	平成30年度江田島市一般会計補正予算(第1号)

開会(開議) 午前10時00分

〇議長(林 久光君) ただいまから、平成30年第2回江田島市議会定例会3日目を開きます。

ただいまの出席議員数は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

明岳市長。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第2号

O議長(林 久光君) 日程第1、報告第2号 専決処分の報告について((仮称) 認定こども園えたじま新築工事(建築)請負契約の変更について)を議題といたします。 直ちに提出者からの報告を求めます。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました報告第2号 専決処分の報告について((仮称)認定こども園えたじま新築工事(建築)請負契約の変更について)でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、(仮称)認定こども園えたじま新築工事(建築)請負契約の変更について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。 内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(林 久光君) 仁城総務部長。
- ○総務部長(仁城靖雄君) それでは報告第2号 専決処分の報告について((仮称)認定こども園えたじま新築工事(建築)請負契約の変更について)でございます。 議案書3ページの参考資料によりまして御説明をいたしますので、3ページをお願いいたします。
 - 1、契約の目的でございます。契約の目的は変更はございません。
- 2、契約金額でございます。契約金額は変更前が4億5, 187万2, 000円で、平成29年6月14日に議決をいただいておりました。このたび契約金額を4億6, 123万200円とするものでございます。
 - 3、契約の相手方及び4、工期につきましては、変更ございません。 変更の理由でございます。

くい偏芯に伴います基礎及び地中ばりの変更、人工芝の仕様変更、遊戯室のステージ へのどんちょうの設置などの追加工事等を行ったものでございます。

1ページをお願いをいたします。

専決処分年月日でございます。専決処分年月日は、平成30年3月19日でございます。なお、2ページには専決処分書を添付しております。

説明につきましては以上でございます。

〇議長(林 久光君) 以上で、報告第2号の報告を終わります。

日程第2 報告第3号

〇議長(林 久光君) 日程第2、報告第3号 専決処分の報告について(和解及び 損害賠償の額の決定について)を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました報告第3号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について、3件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(林 久光君) 長原産業部長。
- **○産業部長(長原和哉君)** 5ページをごらんください。

このたびの専決処分は、江田島町の小用港、公園隣接地において、除草作業中に発生 した車両損傷事故3件に対して、それぞれの所有者である3人の相手方と和解し、損額 賠償額を決定したものです。

まず1点目です。

6ページ、専決処分書をごらんください。

- 1、事故の概要ですが、平成30年2月2日、午前11時ごろ、江田島町小用港内において、産業部所属の臨時職員が、翌日行われる江田島市カキ祭りの会場準備のため、小用港公園隣接地において、除草作業中に使用していた草刈り機が小石をはね、駐車中の車両を破損させたものです。
- 2、和解の相手方は、議案書のとおりで、3、和解の条件及び損害賠償の額は、損害 賠償金35万5,223円を支払うことで和解し、平成30年2月2日に専決処分をい たしました。

次に、2点目です。

7ページ、専決処分書をごらんください。

- 1、事故の概要は先ほどと同様で、2、和解の相手方は議案書のとおりです。
- 3、和解の条件及び損害賠償の額は、損害賠償金18万5,000円を支払うことで和解し、平成30年3月5日に専決処分をいたしました。

最後の3件目です。

8ページ、専決処分書をごらんください。

- 1、事故の概要は同様で、2、和解の相手方は、議案書のとおりです。
- 3、和解の条件及び損害賠償の額は、損害賠償金9万5,000円を支払うことで和解し、平成30年3月20日に専決処分をいたしました。

なお、この損害賠償金につきましては、江田島市が加入しています全国町村会総合賠 償補償保険で補塡いたしております。 今回、作業には十分注意を払ったにもかかわらず、このような事故を起こしてしまい、 まことに申しわけありませんでした。

今後、事故を起こした職員のみならず、部内の全職員に一層の注意喚起を行い、このような事故を起こさないよう、適切な作業に努めてまいります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長(林 久光君) 以上で、報告第3号の報告を終わります。

日程第3 報告第4号

〇議長(林 久光君) 日程第3、報告第4号 専決処分の報告について(和解及び 損害賠償の額の決定について)を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま上程されました報告第4号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づいて、和解及び損害賠償の額の決定について、1件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたしま す。

- **〇議長(林 久光君**) 廣中土木建築部長。
- **〇土木建築部長(廣中伸孝君)** それでは、10ページをごらんください。

報告第4号 専決処分の報告について、土木建築部の関係する1件の事件について御 説明いたします。

このたびの事故については、市が管理する市道、横断溝におけるふたの変形が原因で、 道路を利用する車両に損傷が発生し、その損害に対して、相手方と和解し、損害賠償の 額を決定したものです。なお、人的被害はございません。

- 11ページをごらんください。
- 11ページに専決処分書を記載しております。

中ほどの1、事故の概要にありますとおり、本年3月30日午後4時ごろに大柿町飛渡瀬の市道、飛渡瀬鹿川線、江田島市総合運動公園付近において、相手方車両が通行の際、道路横断溝のグレーチングぶたを巻き込み、左前輪付近の車体損傷及びタイヤのパンクが発生した事故でございます。

相手方の氏名は、議案書のとおりでありまして、損害賠償金、20万5,301円を 支払うことで和解し、本年5月2日に専決処分をいたしました。

この損害賠償金は、本市が加入しております総合賠償補償保険で補塡されております。 なお、事故の原因となりました、グレーチングぶたについては、即日、業者に修繕を 指示し、翌日の3月31日に修繕を完了しております。以降、通常のパトロール業務と あわせて、道路横断溝部分の点検を詳しく行うなど、施設管理が十分となるよう努めて まいります。このたびは大変申しわけございませんでした。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(林 久光君) 以上で、報告第4号の報告を終わります。

日程第4 報告第5号

〇議長(林 久光君) 日程第4、報告第5号 専決処分の報告について(和解及び 損害賠償の額の決定について)を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま上程されました報告第5号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づいて、和解及び損害賠償の額の決定について、2件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして議会に報告するものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(林 久光君) 長原産業部長。
- **○産業部長(長原和哉君)** それでは、13ページをごらんください。

このたびの専決処分は、大柿町深江において、市が管理する農道が陥没したことにより発生した事案2件に対して、それぞれの相手方と和解し、損害賠償額を決定したものです。

まず1件目です。

- 14ページ、専決処分書をごらんください。
- 1、事故の概要ですが、平成30年2月21日午前9時30分ごろ、大柿町深江の農道、大柿410号線において、墓所の改装作業のため、後退中の4トントラックが、コンクリート舗装面が突然陥没したため、車両が落ち込み、ラジエーター部が破損したものです。また、そのため、工期の延長が余儀なくされました。
- 2、和解の相手方は、議案書のとおりで、3、和解の条件及び損害賠償の額は、車両の修理費用及び代車費用に対する損害賠償金、64万6,645円を支払うことで和解し、平成30年5月14日に専決処分いたしました。

次に2点目です。

- 15ページの専決処分書をごらんください。
- 1、事故の概要は、先ほどと同様で、2、和解の相手方は議案書のとおりです。
- 3、和解の条件及び損害賠償の額は、当該車両の牽引及び工期延長に係る費用としまして、損害賠償金48万9,856円を支払うことで和解し、平成30年5月14日に専決処分をいたしました。

なお、この損害賠償金につきましては、江田島市が加入している全国町村会総合賠償 補償保険で補塡いたしております。

このたびの事故は、路盤が地下水により吸い出されたため、舗装面の下が空洞化して

いたことが原因です。市としましては、当日のうちの応急対応をしており、現在では完全復旧しております。今後、農道管理につきましては、利用されている方々からの異常等の情報収集を心がけるとともに、基幹となります農道に関しては、いま以上に施設管理に注意を払うよう努めてまいります。このたびは、大変申しわけございませんでした。以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長(林 久光君) 以上で、報告第5号の報告を終わります。

日程第5 報告第6号

〇議長(林 久光君) 日程第5、報告第6号 平成29年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました報告第6号 平成29年度江田島市 一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書18ページの 繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によ りまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(林 久光君) 仁城総務部長。
- ○総務部長(仁城靖雄君) それでは、報告第6号 江田島市一般会計予算の繰越明 許費に関する報告について御説明をいたします。

議案書18ページをお願いをいたします。

平成30年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

一般会計におけます繰り越し事業は、8款土木費で、道路維持管理事業、河川維持管理事業、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、排水機場維持管理事業の4事業。9款消防費で、消防庁舎建設事業の1事業。13款諸支出金で、下水道事業会計繰出金の1事業でございます。

この合計 6 事業、総額 1 億 4 , 3 4 0 万 8 , 0 0 0 円の繰越額につきましては、2 月の定例会におきまして、議決をいただいているところでございます。

そのうち、8款土木費の河川維持管理事業の1事業につきましては、平成29年度内に事業が完成しております。このことから、翌年度、平成30年度への繰越額の総額は、1億4,010万円でございます。

なお、繰越額にかかわる財源内訳につきましては、既収入特定財源はゼロ円、また、 未収入特定財源といたしまして、国・県支出金が5,361万円、地方債が2,040 万円、そして、一般財源が6,609万円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

〇議長(林 久光君) 以上で、報告第6号の報告を終わります。

日程第6 報告第7号

〇議長(林 久光君) 日程第6、報告第7号 平成29年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま上程されました報告第7号 平成29年度江田島市 下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰り越しに関しましては、議案書20ページの繰越計算書のとおり、予算を繰り越した旨の報告がありましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(林 久光君) 道丹企業局長。
- **〇企業局長(道丹幸博君)** 報告第7号につきまして、議案書20ページをお開きください。

平成29年度江田島市下水道事業会計予算繰越計算書により説明いたします。

内容は、建設改良費の管きょ整備事業として、2,992万円、処理場整備事業費と しまして、4,066万円を繰り越すものでございます。

内容といたしましては、大柿町飛渡瀬下水道工事、飛渡瀬29の3工区でございます。 それと、中央浄化センター及び中田浄化センター更新改築工事を繰り越したものでございます。これは、2月の議会において議決をいただいたものと同額でございます。

繰り越しに係る財源内訳は、企業債1,560万円、国庫補助金3,386万円、一般会計負担金1,260万円、損益勘定留保資金852万円でございます。

以上で報告7号の説明を終わります。

○議長(林 久光君) 以上で、報告第7号の報告を終わります。

日程第7 承認第1号

〇議長(林 久光君) 日程第7、承認第1号 専決処分の報告と承認について(江 田島市税条例等の一部を改正する条例)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま上程されました承認第1号 専決処分の報告と承認 について(江田島市税条例等の一部を改正する条例)でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しま したので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるもので ございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(林 久光君) 山井市民生活部長。

〇市民生活部長(山井法男君) 専決処分いたしました承認第1号について説明いたします。22ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として平成30年4月1日から施行されることに伴い、江田島市税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成30年4月25日市長名をもって専決処分したものです。

内容につきましては、23ページから 48ページまでが改正条文、49ページから 7 7ページまでが新旧対照表、78ページから 82ページに参考資料としまして、江田島市税条例の改正要旨を添付しております。

78ページからの参考資料により、主な改正内容について説明いたします。

まず、第1条による主な改正として、個人住民税の改正です。

(1)給与所得控除等から基礎控除への振りかえです。働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援する観点から、所得税と同様、平成33年1月1日から給与所得控除公的年金控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適応される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。

次に、(2)基礎控除の見直しです。

合計所得金額に応じて、基礎控除額をこちらの表のとおり低減させ、2,500万円 で消失する仕組みを導入します。

次に(3)条例指定の寄附金控除についてです。

市税条例第34条の7を改正して、公益財団法人や、社会福祉法人などへの寄附金を 個人住民税の寄附金控除の対象といたします。

79ページをお願いします。

参考としまして、条例改正以外で所得税法の改正により、住民税に影響があるものを 記載しています。詳しい説明は省略させていただきますが、簡単に言いますと、収入が 1,000万円を超える高額所得者が増税となる内容の制度改正です。

続いて、(4) その他としまして、法人市民税の延滞金の期間計算に関する改正です。 納期限の延長があった場合の延滞金について、更正に要する期間を除算する旨の改正で、 納税者にとって有利となる改正です。

次に、2の固定資産税関係の改正です。

(1)生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援です。生産性向上特別措置法の規定により、市町村が作成する導入促進計画に基づいて行う中小企業の一定の設備投資について、償却資産に係る固定資産税をゼロとするものです。

続いて、(2)税負担の軽減措置についてです。

1つ目が、地域決定型地方税制特例措置で、いわゆるわがまち特例を一部拡充し、期間を延長します。

79ページの一番下になります。

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の3分の1減額措置を創設します。

次のページ、80ページには、わがまち特例の一覧表を添付しておりますが、いずれ

も国が示す参酌率を採用しています。

次のページ、81ページに移りまして、地価の下落の場合の特例及び宅地等に対する 固定資産税の特例を3年延長します。また、宅地や農地の負担調整措置についても、3 年延長します。

その次に、参考としまして、条例改正以外で固定資産税に影響があるものとして、新 築住宅に対する固定資産税の減額措置が2年延長されます。

続いて、たばこ税に関する改正です。

まず、1の紙巻きたばこの改正についてです。本年10月からたばこ税が3回に分けて1本当たり計3円、1箱当たり60円、段階的に引き上げられます。

この表で来年、平成31年10月の引き上げが見送られていますのは、消費税率の改正がこの時期に予定されているためです。

次に、2の加熱式たばこの課税方式の見直しについてです。紙巻きたばこに比べて、 重量の軽い加熱式たばこの税額が低いことから、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの 本数の換算方法を見直し、税額を引き上げます。82ページに、改正後のたばこ税額の 換算方法を表にしています。5年かけて段階的に引き上げ、加熱式たばこに係る税額を 紙巻きたばこの税額に近づけます。

次に、3の紙巻きたばこ三級品の改正につきましては、現在、経過措置期間中の税率 を平成31年9月30日まで半年間延長します。

以上が、改正の主な内容ですが、これまで説明したもののほかに、法改正に伴う字句 や条ずれの整備をいたしております。

続いて、附則の説明をしますので、37ページに戻ってください。

まず、施行期日についてでございます。附則第1条で施行期日を定めておりますが、 このたびの改正に係る規定は、原則平成30年4月1日から適応いたします。

38ページに移りまして、同条第1号から第10号まで、施行期日の異なる個別の条 文について、細かく規定していますが、先ほどの説明資料にそれぞれ記載していますの で、ここでの説明は省略させていただきます。

なお、このページ、一番下、第10号の生産性向上のための一定の設備投資について、 固定資産税をゼロとする規定の施行期日を、生産性向上特別処置法、施行の日といたし ておりますが、生産性向上特別措置法は、本年6月6日に施行されておりますので、申 し添えさせていただきます。

続いて、39ページ、経過措置についてでございます。

第2条で市民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置を、40ページの第4条で中小企業者等が取得した機械装置等に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

41ページ以降、第 5 条から最後の第 11 条までは、市たばこ税に関する経過措置と、手持品課税に係る市たばこ税に関する規定でございます。

以上で、今回専決処分しました市税条例等の一部を改正する条例の説明を終わります。 〇議長(林 久光君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番 胡子雅信議員。

- ○13番(胡子雅信君) すみません。素朴な質問なんで、確認というか、教えてもらいたいんですけども、今回、専決処分4月25日になされております。それぞれのいろいろな項目の中で、施行期日がいろいろばらばらでありますよね、一つには、平成32年とか、第5条関係でいくと平成34年、10月1日ということあるんですけども、今、平成30年この6月14日の段階で、これを専決、この先のものをするのはどういうことなのかちょっと教えていただきたいのと、あとはこれは、来年、改元は予定されてますよね、平成が終わるわけなんですけども、その後、これが施行期日が平成34年とか、32年とかあるときに、何か技術的な手直しっていうのがあるのかどうか、これ本当に素朴な質問なんで、教えてください。
- 〇議長(林 久光君) 山井市民生活部長。
- ○市民生活部長(山井法男君) 施行期日が先のものまで、まとめて今回なぜ出すのかという御質問だと思います。結論からいいますと、地方税法の改正に合わせて改正するんですけれども、地方税法のほうも、じゃあなぜ先のものまで今回の法律として公布してしまうのかということですけれども、税法に係ることは、準備期間も要りますので、ある程度、周知期間も必要になります。ですから、何年か先を見据えて、今の段階で法律を成立させて、周知を図るという目的から、このようなことになっております。

それから、平成何年、一応来春改元が予定されていますけれども、そうしたときに、 法改正どうなるかということで、これに限らずほかの条例等にもひっかかると思います ので、それらを一括して改正できる条例なり、あるいは法律なりが施行されるんであろ うというふうに理解しております。

以上です。

- 〇議長(林 久光君) 13番 胡子雅信議員。
- **〇13番(胡子雅信君)** わかりました。ありがとうございます。

そういう意味では、改元のところの部分なんですけども、それは、今例えば、元号で やってますけれども、もしかしたら将来的には西暦ということもありうるということで ございますか。

- 〇議長(林 久光君) 山井市民生活部長。
- **○市民生活部長(山井法男君)** 可能性としては、あるとは思いますけれども、やはり、国のほうの方針に従ってやっていくことになると思います。
- 〇議長(林 久光君)日かに質疑はございませんか。7番 酒永議員。
- **○7番(酒永光志君)** 40ページなんですけれども、附則の第4条があるんですが、 それぞれの附則について、条文の括弧の見出しがついとるんですけども、この第4条に は、これは括弧の見出しはつかないんでしょうか。
- 〇議長(林 久光君) 明岳市長。
- ○市長(明岳周作君) 第4条の見出しは、第3条の固定資産税に関する経過措置ということで、4条についても、固定資産税に関することですから、同じということなん

です。

以上でございます。

○議長(林 久光君) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第2号

〇議長(林 久光君) 日程第8、承認第2号 専決処分の報告と承認について(江 田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました承認第2号 専決処分の報告と承認 について(江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しま したので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるもので ございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願いいたしま す。

- 〇議長(林 久光君) 山井市民生活部長。
- **〇市民生活部長(山井法男君)** 専決処分いたしました承認第2号について説明いたします。84ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成30年4月25日、市長名をもって専決処分したものです。

内容については、85ページが改正条文、86ページが新旧対照表、87ページに参 考資料としまして、江田島市国民健康保険税条例の改正要旨を添付しております。

87ページの参考資料により、改正内容について説明いたします。

まず、1の課税限度額の引き上げについてです。

政令の改正に伴い、第2条を改正して、基礎課税額を4万円引き上げ、58万円とします。後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額を合わせた課税限度額を93万円とします。

次に、2の低所得者に係る軽減世帯の対象の拡大です。

政令の改正に伴い、第21条を改正して、こちらの表のとおり、軽減世帯の範囲の拡 大を行います。

続いて、附則の説明をしますので、85ページに戻ってください。

まず、施行期日についてでございます。

附則第1項でこの条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適応するとしております。また、附則第2項で、経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長(林 久光君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第36号

〇議長(林 久光君) 日程第9、議案第36号 江田島市職員定数条例の一部を改正する条例案についてを議題としていたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。 明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第36号 江田島市職員定数条例の一部を改正する条例案についてでございます。

江田島市職員定数条例に定める職員の定数と、職員の実数との乖離を改めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(林 久光君) 仁城総務部長。
- 〇総務部長(仁城靖雄君) それでは議案第36号 江田島市職員定数条例の一部を 改正する条例案についてでございます。

議案書89ページに改正条文を、90ページに新旧対照表を、91ページに参考資料 を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、91ページをお願いをいたします。 1、改正の趣旨でございます。

定員適正化の推進に伴いまして、条例で規定しております職員の定数と実数に乖離が 生じているため、定数の見直しを行うものでございます。

ここで、職員の定数の考え方、捉え方を参考といたしまして、四角囲みのところに掲載をしております。

普通地方公共団体の職員の定数は、地方自治法第172条第3項の規定によりまして、 条例で定めることとされております。ここでいう職員の定数とは、その範囲の中におき まして、任免を行わなければならない職員の限度、限度数を示しているところでござい ます。

- 2、改正の内容でございます。
- (1) 第1条関係で、職員の定義でございます。総務省の定員管理では、再任用職員のうち、短時間勤務職員は、定数から除くこととなっており、本市におきましても、その取り扱いとしているところでございます。このたびは、それを明文化するものでございます。

次に、(2)第2条関係で、職員定数についてでございます。

条例で定める職員の定数、これは、上限でございます。先ほど御説明しましたように、 実際の職員の数と乖離しておりまして、これを改めるものでございます。

また、現行条例にございます市長及び教育委員会の事務部局につきましては、柔軟な 組織運営に備えるため、人数の内訳の規定を削除しております。 次に、改正案の人数の割り当ての方法につきましては、10人未満の部局等におきまして、平成30年度の職員の実数と同数でございます。議会事務局や選挙管理委員会などが該当いたします。

ただし、併任で配置しております公平委員会の事務部局につきましては、最小値の1人としております。10人以上の部局におきましては、災害などの突発時に備えまして、平成30年度の職員の実数の1.05倍を上限といたしまして、定数としております。その人数につきましては、表の合計欄にありますように、現行条例では560人としております。それを実数に近づけた形といたしまして、180人減の380人とするものでございます。

3、施行期日でございます。施行期日は、公布の日から施行するものでございます。 説明につきましては、以上でございます。

〇議長(林 久光君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

4番 岡野議員。

- **○4番(岡野数正君)** この件については、前回全員協議会のほうである程度御説明をいただいたので理解をしております。そうした中で、一つ伺いたいのが、災害などの突発時に備え、ここで職員数掛け1.05という、そこへ係数が掛けられております。この1.05というのは、どうしたところから出てきておるのか、この1.05の根拠をちょっとお伺いしたいと思います。
- 〇議長(林 久光君) 仁城総務部長。
- ○総務部長(仁城靖雄君) 1.05の根拠でございます。

これは、災害や突発的な事務と書いておりますけども、これ以外に、業務量が多い事業、例えば、一時的な事業などに、こういった場合におきまして、任期つき職員などを確保するというようなこともございますので、そのためのものでございます。あくまでもこれは、職員定数の上限ということでございます。職員数を比較するための物差しといたしましては、人口や産業構造の基準としまして、全国で類似団体をグループ分けしているというものがございますけれども、本市は、一般市5万人未満としての区分は、1の1というものになるものでございます。この類似団体の単純比較といたしましては、一般行政部門では、類似団体平均が本市よりも23人多いということもございます。

また、先ほど言いました突発的な事務、業務量が多いような突発的な事務が発生したときに対応するため、近隣の市では、実数に例えば1%とか3%とか、そういった上乗せをしております。そのようなことから、近隣の市町の状況も勘案しながら、本市の場合は、例えば、呉市とかそういったところを参考にしておりますけれども、パイがちょっと違いますので、そういったものも含めまして、弾力的な配置ができるようにすることということで、5%とさせていただいております。

ただし、上限が380としたということでございますけれども、実際の職員の実数に つきましては、当然ながら、見直しをいたしました定員適正化計画のそれに沿いまして、 削減していく予定でございます。これはあくまでも、先ほど言いました突発的な何か事 務が発生した場合に、任期つき職員などを確保するためのものでございます。 以上でございます。

- 〇議長(林 久光君) 4番 岡野数正議員。
- **○4番(岡野数正君)** 大体わかりました。ちなみに、うちの隣の呉市の場合ですと、 やはりこういった係数掛けておられるのか、もし掛けておられるんだったら、どれぐら いの値なのか、ちょっと参考までにお聞かせください。
- 〇議長(林 久光君) 仁城総務部長。
- ○総務部長(仁城靖雄君) 呉市では3%と聞いております。 以上でございます。
- ○議長(林 久光君) ほかに質疑はございませんか。13番 胡子雅信議員。
- ○13番(胡子雅信君) この条例のところで、実数との乖離を改めるということで ございます。先ほど、総務部長のほうからの議案説明の中で、議案というかその中身の 説明の中で、市長の事務部局、こちらのほうと、あとは教育委員会の事務部局、こちら のほうのこれまでの現行条例では、それぞれ保育園及び認定こども園の職員とか、いろ いろ細かく分けたものを、今後柔軟に対応するためということで、それをなくすという ことでございますが、ただ、よくよく考えてみると、保育園及び認定こども園というの は、いわゆる保育士の資格が必要であるとか、やっぱり特定の資格があるものであると 思います。また、図書館においても、図書館司書とか、そういった資格のある方が本来 おるべきであって、どうもちょっとそこら辺を、確かに、おっしゃる意味もわかるんで すけれども、やはり、そこはきっちり職種によって分けておいたほうがいいのではない かと思うんですけれども、いかがでございますか。また、公民館、ここの部分は今、現 行ゼロでございますが、こちらは今、嘱託職員等で対応されていると思います。そうい ったところはそこできっちりその項目を省いてもいいとは思うんですけども、一律にま とめてしまうというのはどうなのかなと思うんですけれども、その他の類似の我々のよ うな5万人未満の市町でこういったことを同様にやってるのか、そこら辺のところを教 えていただきたいなというふうに思います。
- 〇議長(林 久光君) 仁城総務部長。
- ○総務部長(仁城靖雄君) その内訳をなくした理由ということでございます。

先ほど説明をさせていただきましたけれども、柔軟な対応をするということでございます。一つ一つの中を細かく本当に分けておきますと、そこに何か起きたときに、プラスするとか、減じるとかいうことができなくなるので、総体的な人数として、市長部局であるとか、教育委員会部局の中で、トータルで考えていこうということでございます。また、他の市町での区分分けということでございますけれども、ほとんどないということでございます。

以上でございます。

○議長(林 久光君) ほかには質疑はございませんか。 (「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

11時10分まで休憩いたします。

(休憩 10時52分)

(再開 11時10分)

○議長(林 久光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第37号~日程第12 議案第39号

〇議長(林 久光君) 日程第10、議案第37号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてから、日程第12、議案第39号 江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についての3議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま一括上程されました議案第37号から議案第39号までについてでございます。

厚生労働省令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項、第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第37号で、江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を、議案第38号で、江田島市指定地域密着型介護予防サービス

の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を、議案第39号で、江田島市指 定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を、それぞれ一部改正することとし ております。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたしま す。

〇議長(林 久光君) 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) それでは、ただいま一括上程されました議案第37号、議案第38号及び議案第39号の条例の一部を改正する条例案につきまして説明をいたします。

まず、議案第37号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、議案書93ページから105ページに改正条文を、参考資料として、106ページから126ページに新旧対照表を添付しております。

次に、議案第38号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、議案書128ページから129ページに改正条文を、参考資料として、130ページから133ページに新旧対照表を添付いたしております。

そして、議案第39号 江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、議案書135ページから136ページに改正条文を、参考資料として137ページから138ページに新旧対照表を添付いたしております。この3議案の参考資料を139ページから142ページまでに取りまとめております。こちらで主な改正内容について説明をさせていただきます。

議案書139ページの参考資料をお開きください。

改正の概要について、参考資料にて説明をいたします。

今定例会で一括上程させていただいております3本の議案につきましては、1、概要にお示ししておりますとおり、厚生労働省令の一部改正に伴いまして、当該省令で定められました基準などに従い、または、参酌して定めることとされております本市条例について、現行条例の一部を改正するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

今回、厚生労働省令で定められました基準は、次の3つでございます。

まず、(1)指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準。この基準によりますのは、本市に10法人、16事業所がございます。

次に、(2)指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る、介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準。この基準によりますのは、本市に5法人、7事業所がございます。

3つ目が、(3)指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援

等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、この基準によりますのは、本市が直営で運営しております地域包括支援センターと江田島市社会福祉協議会で運営していただいております地域包括支援センターでございます。この3つの厚生労働省の基準に対応しまして、一部を改正する条例案を2、改正する条例としまして、それぞれ(1)(2)及び(3)としてお示しをしております。

3、主な改正内容としまして、改正の内容を下の表に区分、内容、条ごとに取りまとめております。

まず、議案第37号に関する改正でございます。

(1) としまして、江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の改正についてでございます。

この条例にございます先ほど来から出ております地域密着型サービスと、参考資料 1 4 1 ページに記載の (2) の条例にございます。地域密着型介護予防サービスと申しますのは、高齢者の皆さんが介護や支援を必要とする状態になりましても、可能な限り住みなれた自宅、または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市で提供されるのが適当なサービスとして創設されたものでございます。

大きく分類して、要介護の方が利用する地域密着型サービスとしましては、デイサービスや特別養護老人ホームなどの9種類、要支援1、2の方が利用いたします地域密着型介護予防サービスとしては、認知症対応型のデイサービスや、グループホームなどの3種類がございます。

条例の改正内容につきましては、多岐にわたりますので、本市に所在する事業所が提供しているサービスを中心に説明をさせていただきます。

主な改正内容の表をごらんください。

区分の欄には、米印に下線を付しまして、関連するサービスをお示ししております。 まず、1番目の定期巡回随時対応型訪問介護・看護と、夜間対応型訪問介護において、 オペレーターに充てることができる訪問看護サービス提供責任者に対する改正としまし て、内容の欄にお示ししておりますとおり、経験年数を3年以上から1年以上に変更し、 条例(改正案)の欄に示しております第6条と第47条に改正案を規定しております。

これより以下同様に表の区分によりまして、改正内容を説明いたします。

140ページをお開きください。

次に、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護におきまして、日中におけるオペレーターの配置基準の見直しとして、日中におけるオペレーターの配置については、夜間、早朝と同様に、利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターが随時訪問サービスに従事すること、並びに、同一の敷地内にある施設などの職員をオペレーターに充てることができることとし、また、複数の当該事業所間での契約に基づき、密接な連携が図れているときには、オペレーターの集約を認めることとしております。

第6条及び第32条でこれを改正しております。

上から3つ目の欄をごらんください。こちらにお示ししております今回の制度改正の 大きなものでございます。共生型サービスの新設でございます。

共生型、地域密着型、通所介護の創設でございます。

障害福祉サービスに相当するサービスが、介護保険サービスにある場合には、65歳以上の方は、介護保険サービスによる利用が優先されます。障害者の方が65歳になっても、使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、人材をうまく活用しながら、適切にサービスを提供を行うという観点から、介護保険と障害福祉、相互に相当するサービスについて、共生型サービスとして創設されました。

障害福祉制度における生活介助、自立訓練、児童発達支援、または、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、一定の基準を満たすことで、共生型、地域密着型、通所介護の指定が受けられるものとするものでございます。

この改正を第59条の20の2、第59条の20の3として加えております。

次に、4つ目の欄をごらんください。

認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームや、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる特別養護老人ホームでございますが、これらにおいて、身体的拘束などの適正化のため、事業者が講じるべき措置を3項目規定しております。

第117条、第138条、第157条、第182条にこれを加えております。

141ページをお開きください。

これも、今回の改正の大きなものでございます。

介護医療院の創設に伴います規定の整備についてでございます。

ここにお示ししております介護医療院とは、新たな介護保険の施設として創設された ものでございます。

日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り、ターミナルなどの機能と、 生活施設としての機能を兼ね備えた施設でございます。

この施設が、今回、創設されたことに伴いまして、関係省令に規定する各サービス基準における人員、設備及び運営に関する基準について、この介護医療院を踏まえたものに改正を行いまして、第6条、第61条、第82条、第83条、84条ほか、12条例でこれを規定しております。

次に、議案第38号に関する一部改正の内容でございます。

(2) として改正する条例をお示ししております。

先ほど来、議案第37号で改正をお示ししたものと重なります。

1項目めの介護医療院の創設に伴う規定の整備としまして、この創設に伴い、関係省令に規定する各サービス基準における人員、設備及び運営に関する基準について、介護 医療院を踏まえたものに改正を行い、第5条、第44条以下、第83条までこれを規定 いたしております。

次の2項目めにおいても、第37号議案でお示ししたものと重なりますが、介護予防認知症対応型共同生活介護におきまして、身体拘束等の適正化として、身体的拘束等の適正化のため、事業者が講じるべき措置を規定しております。第78号にこれを加えております。

最後に、議案第39号に関する一部改正の内容でございます。

改正する条例を(3)にお示しをしております。

冒頭にも御説明いたしましたが、これは、市及び市社会福祉協議会が運営いたしております地域包括支援センターが行っております介護予防支援の運営等に関する基準を定める条例でございます。

1項目の改正として、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携でございます。 これは、地域共生社会の実現を目指すものとしまして、高齢者及び障害福祉事業者の 連携を強化するため、指定介護予防支援事業者が連携に努めるものとして、障害福祉制 度における指定特定相談支援事業者、本市では、市社会福祉協議会と江能福祉会さんに 委託をしております。この相談事業者を加えることを規定するもので、第2条にこれを

142ページをお開きください。

加えております。

最後に、医療機関との連携についてでございます。

入院時に受ける連携を促進する観点から、利用者や家族などに対し、入院時に介護予防支援に関する担当職員の氏名などを、入院先医療機関に伝えるよう求めること、事業者などから情報提供された利用者の服用状況、口腔機能等に係る情報のうち、必要と認めるものを医師などに提供すること、利用者が医療サービスの利用を希望している場合は、医師などの意見を求め、その医師などに対し、介護予防サービス計画を公布することを義務づけることを第5条及び第31条に規定しております。

今回の厚生労働省令の改正は、共生型社会の実現を福祉施策全般に求めるために、今回、高齢者の福祉と障害者の福祉を共生型として一体的に提供できるようにすること、それと、医療と介護の連携を深めることの重要性に鑑み、それに関する基準が改められたものが主なものでございます。

それらの内容を改正条文に規定させていただき、附則として施行期日を 4、施行日に お示ししますとおり、公布の日から施行するといたしております。

以上で、議案第37号、第38号及び第39号の説明を終わります。

○議長(林 久光君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

本3議案に対する質疑はありませんか。

4番 岡野数正議員。

○4番(岡野数正君) 失礼いたします。るるめいっぱい説明をしていただいて、たくさんいろいろ改正されるということなんですけども、今回の主な内容としては、厚生労働省令の一部改正に伴う、まずは、本市の条例改正だと、内容については、今の共生型、高齢者とそれと障害者、この共生型の社会を目指そうということで御説明をいただきました。

そこでちょっとお伺いしたいんですが、本市は、高齢化ではもう先進地といいますか、 国内でも有数の先進地と今、なりつつあります。そうした中で、こうした福祉施策を、 全体像をどのようにしていくのか、今回の条例改正で、どのようにこの江田島市は変わ っていくのか、何を目指していくのかというところを、これは福祉保健部長の所見で結 構ですから、お伺いしたいと思います。

〇議長(林 久光君) 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) 先ほど、議案説明の最後にも述べさせていただきましたが、これから福祉施策を行うためには、共生型社会の実現を目指すことが求められます。昨日の長坂議員の御質問にもお答えしましたように、福祉のサービスを縦割りで、子供、高齢者、障害者、生活困窮者と分けて担当するのではなくて、それぞれのサービスがネットワークを綿密に張りめぐらせて、網の目を十全に市内全域に張りめぐらせるようにして、サービス提供に努めることが求められますので、福祉保健部がしっかりそのかじ取り役を担って、事業者の皆さんや、医療機関の皆さんとの連携をさらに密なものにしていくということが、これからは求められるというふうに考えております。以上です。

〇議長(林 久光君) 4番 岡野数正議員。

○4番(岡野数正君) わかりました。今回の条例改正というのは、基本的には国の 基準に従ったものに多分なってると思います。そこでちょっとお伺いするんですが、本 市独自のサービスというものを、今後、やはり必要になってくるかなという、他都市に おいては、やはりそういったところに踏み込んでされているサービスというのは多分あ るだろうと思うんです。ここら辺について、どのようなお考えがあるか、お聞かせくだ さい。

〇議長(林 久光君) 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) これも、昨日の平川議員の御質問にも重なる部分がありますけれども、高齢者の皆さんにいつまでも元気で、住みなれたなじみの人間関係や、自分らしいマイペースで暮らしていくことができる地域社会を実現することが求められておると思いますので、福祉保健部としては、高齢者の皆さんの社会参加を促すことの事業により独自性を持ったものを展開していきたいということが一つと、もう一つは、高齢者、障害者、子供、生活困窮者、これを縦割りにするんではなくて、総合的な相談窓口を何とか箱ではなくて、ソフトの面で実現することができないか、そういったところにアイデアを凝らしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(林 久光君) 4番 岡野数正議員。

○4番(岡野数正君) わかりました。今、福祉保健部長の頭の中では、そうしたネットワークというのをしっかりつくっていきたいということでございましたけれど、これを、ぜひ実現するためにも、しっかりした計画というのをつくっていただきたいと思います。江田島市がこれだけ高齢化が進んでいるわけですから、それに対して、独自の取り組みを行っていくというのは非常に大切なことであろうと思いますから、今後とも計画策定も含めて、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(林 久光君) ほかに質疑はございませんか。

13番 胡子雅信議員。

○13番(胡子雅信君) 岡野議員が質問されたことも私もほぼ同じような思いであります。それと、今回この条例改正、もちろんこれは厚生労働省の省令の一部改正に基づく条例改正でございます。

2点お伺いしたいということがあるんですけども、1つには、条文の中においては、ある意味では、どういうんですかね、今の基準をちょっと緩めるようなところもあるかと思います。やはり、福祉部門における人材が不足しているところによって、ある程度の基準緩和をしてるのかなというところだと思うんですけど、そこをまず1点確認と、先ほどの岡野議員のところにもありましたけれども、やはり、これは共生型社会、いろいろな高齢者の方々とか、障害持たれた方、あとは発達障害持たれてる方々と、それを、横串を入れて、皆さんで一緒に生活していきましょうということでございますが、何といっても、これは、江田島市の市民の皆さんにもこういった社会をつくっていくんだというところを広く啓発していかなくてはいけないと思います。その部分では、今後、出前講座であるとか、あとは、いろいろな自治会さんであるとか、協議会さんであるとか、そういったところにこういった社会をつくっていきますと、恐らくこれは、地域包括ケアシステムの地域づくりの中の一環であると思いますので、この部分をどういうふうにお考えなのか、教えていただきたいなというふうに思います。

〇議長(林 久光君) 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) 2点のお尋ねであったと思いますが、1点目の基準については、従来の今叫ばれております介護人材不足の中で、どうやったら人材を確保できるかという観点から、基準が緩和されたもの。これは、一番最初に説明させていただきましたオペレーターの配置基準の緩和などがこれに当たります。

それと、もう一つは、共生型サービスが今回導入されましたのは、本市のような中山間地域、江田島市はエリアが割と狭うございますから大丈夫なんですけれども、中山間地域でも、山間部などに行きますと、障害者の方がサービスを受ける事業所が向こうの集落にあって、介護保険の事業所がこちらの集落にあるというようなときには、障害者の方が65歳になりますと、介護保険のサービスの適用を受けることとされますので、従来、障害者の福祉で受けておいたサービスを隣の集落まで山を越えていかなければならない、そういうふうなことが起きて、現に中山間地域では起きてきておりますので、こういうことを解決するために、共生型サービスが今つくられているというところでございます。

2点目の、今後、どういうふうに市民の皆さんに啓発活動を行っていくのかということでございますけれども、昨日の一般質問でも答弁させていただきましたが、江田島市の福祉の最上位の計画であります地域福祉計画を今年度策定することになっております。担当するのは、社会福祉課が担当しますが、私自身の思いとしては、福祉保健部全課が地域福祉計画の策定にかかわるような形で体制づくりをして、市民の皆さんにもワークショップでありますとか、グループインタビューでありますとか、これまで以上に市民の皆さんにかかわっていただくような形で、この計画づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(林 久光君) ほかに質疑はございませんか。

16番 山本一也議員。

〇16番(山本一也君) 説明を聞いて安心をしておるんですけど、市内に10法人、

16事業所ですかね、今までいろいろ利用者から苦情が耳に入るのは、千差万別なんですよね。説明を聞きよったら、そこのところを平たくするという説明なんですけど、その方法として、一つは、部長は全職員一丸となって取り組む、そのことを各事業所にどのように伝えていくのかということが、少し心配なんで、そこらのとこを。

〇議長(林 久光君) 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) 地域共生型社会を実現するために、地域包括ケアシステムの構築が今一番大切なこととして福祉保健部では取り組んでおります。この取り組みの一つとして、多職種連携会議というものを設けまして、医療機関で働いていただいている方、介護の事業所で働いていただいている方、これは、本当に自由参加で参加をしていただいているんですけれども、毎月第4火曜日に研修会を独自で開催をさせていただいております。これは、昨年度から始めた取り組みなんですけれども、毎回、そこに参加していただける職員の皆さんは、本当に多職種の方が医師からヘルパーさんまで、いろんな分野の方が参加をしていただいておりますので、まずそこで顔の見える関係性をつくっていただいて、その上で本市の福祉保健部が考えておりますこれからの地域共生社会の実現のための考え方を私も機会を捉えて話をさせていただいておりますし、今後はそれをさらに、今も自治会長さんですとか、老人クラブの会長さんですとか、民生委員さんなども参加をいただいているんですけれども、より広くの方にその場に集っていただいて、本市が示す考え方をより多くの方に理解をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(林 久光君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本3議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本3議案は委員会付託を省略いたします。

これよりそれぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、議案第37号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第37号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関す

る基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第38号 江田島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案39号 江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第39号 江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第40号

〇議長(林 久光君) 日程第13、議案第40号 都市公園法に基づく都市公園及

び公園施設の設置基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第40号 都市公園法に基づく 都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでござ います。

都市公園法施行令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、 地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたしま す。

- 〇議長(林 久光君) 廣中土木建築部長。
- **〇土木建築部長(廣中伸孝君)** それでは、私のほうより御説明いたします。

議案第40号 都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の 一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書143ページに提案理由を、144ページには改正条文を、そして、145ページに新旧対照表を、146ページに参考資料として都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の改正要旨を添付しております。

参考資料によりまして御説明いたしますので、146ページをお開きください。

1、改正の理由でございます。

都市公園法施行令第8条第1項におきまして、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の当該都市公園全体の敷地面積に対する割合を定めておりましたが、政令の一部改正によりまして、地方公共団体が当該割合を条例で定めることとされました。

これを受けまして、条例に運動施設の敷地面積の基準を追加するものでございます。 2、改正の内容でございます。

現行条例の本則第6条として、運動施設の敷地面積の基準を追加いたします。

本市におきまして、国が定める基準を十分に参酌いたしましたところ、国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性が認められないことから、国の基準と同様に定めることといたしました。

施行の期日は公布の日としております。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

○議長(林 久光君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いま

す。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第41号

〇議長(林 久光君) 日程第14、議案第41号 江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第41号 江田島市放課後児童 健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につい てでございます。

厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(林 久光君) 小栗教育次長。
- ○教育次長(小栗 賢君) ただいま上程されました議案第41号 江田島市放課後 児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に ついて説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が説明いたしましたとおりでございます。

議案書148ページに改正条文、149ページに新旧対照表、150ページに参考資料を添付しております。150ページの参考資料で御説明いたしますのでごらんください。

1、改正の趣旨でございます。

本条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めたもので、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に準じたものとなっております。

今回、基準省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。 次に2、改正の方針でございます。

今回の基準省令の改正に係る基準は、市町村が条例を定めるに当たって、従うべき基準とされており、本市に国の基準と異なる基準とすべき事情や、特性がないため、国の基準を市の基準としております。

次に3、改正内容でございます。

主な改正点は2点で、1点目は、放課後児童支援員の基礎資格に係る規定の明確化でございます。学校の教諭となる資格を有するものを基礎資格として規定していましたが、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いが不明確であったことから、有効な教員免許状を取得したものを対象とすることを明確化するため、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に規定を改めます。

2点目は、放課後児童支援員の資格要件の拡大でございます。

これまでは、高校卒業以上の者が要件でしたが、今回、中学校卒業者も支援員となれるよう、放課後児童支援員の基礎資料に、5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものと加えます。

148ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(林 久光君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 重長議員。

○3番(重長英司君) 基本的なことをお伺いしたいと思います。

放課後児童支援員の主な仕事の内容を教えてください。

- 〇議長(林 久光君) 小栗教育次長。
- ○教育次長(小栗 賢君) 主な仕事の内容といったら、働くお母さんが、子供が放課後家に帰ってもいないという場合、見るところがないということでございますので、放課後児童クラブのほうで、午後6時まで面倒を見る、当然、小学校低学年から高学年までいますので、いろんな遊びをやったり、多学年で勉強をやったり、いろんなことをやっていると思います。

以上です。

- 〇議長(林 久光君) 3番 重長英司議員。
- **○3番(重長英司君)** その場合、先生の資格を持っている人の仕事と、そうでない 人の仕事、その内容が知りたいわけです。
- 〇議長(林 久光君) 小栗教育次長。
- **〇教育次長(小栗 賢君)** 先ほど言ったのは資格要件でございまして、働く場合は

主任児童支援員、もしくは放課後児童支援員、いわゆる主任と主任でない方に分けるということでございますので、免許があるからすぐに主任というわけではございません。 以上でございます。

- 〇議長(林 久光君) 3番 重長英司議員。
- **○3番(重長英司君)** そうしますと確認なんですけれども、先生の免許は主任になる場合に必要ということなんですか。
- 〇議長(林 久光君) 小栗教育次長。
- **〇教育次長(小栗 賢君)** いえ、先ほど言ったように、資格、この児童支援員になる資格でございますので、主任になるかどうかというのに免許は関係ないということでございます。
- ○議長(林 久光君) ほかに質疑はございませんか。13番 胡子雅信議員。
- **〇13番(胡子雅信君)** 2点ほど質問させてください。

まず改正内容の(1) 教員の免状の件でございます。これは、今回は免状の更新を受けてない場合の取り扱いが不明確ということで、明確化するために更新を受けてない方は、この第10条第3項の4号には該当しないということでよろしいですよね。

それと、あとは、(2)の放課後児童支援員の資格要件の拡大ということで、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者ということで、この5年以上放課後児童健全育成事業に従事という事業の中身について教えていただければと思います。というのが、江田島市も放課後児童クラブを設置して、何年かたってる思うんですけども、やはり、児童支援員不足というのもあるかと思いますので、そういう意味では、こういったところで、どういった要件があればできますよというのが、我々も地域の方でそういうなっていただきたい人に、説明したいと思いますので、そこをちょっとクリアにしたいなと思います。お願いします。

- 〇議長(林 久光君) 小栗教育次長。
- ○教育次長(小栗 賢君) 1点目の免許証の件ですが、いわゆる免許を持っている、いわゆる更新をしていない方でも可能ということでございます。

2点目の、どんなのが当たるのかということでございますが、一例ということなんで、例えば、民間がやっている放課後子供教室とかいうのがあるんですかね、そんなのに従事していたもの、また、民間がやっている子供とか児童の遊び場を提供する事業、プレーパークとか、民間学童とか、例えば、児童福祉法上の放課後児童健全育成事業の届け出を行わずに実施している類似の事業ということでございますので、いろんなことをやっておられるんじゃないかと思います、民間の方が。その場合、申し込みをされた場合、私は実はこんなところで働いていたんですが、該当しますかというふうに聞いていただければ、先ほど言ったように、市長が認めればということになりますので、江田島市の場合は、そういったところで経験があるということであれば、幅広く雇うようにはしております。

以上でございます。

○議長(林 久光君) ほかには質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

13時まで休憩いたします。

(休憩 11時58分)

(再開 13時00分)

- ○議長(林 久光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 長原産業部長。
- **○産業部長(長原和哉君)** 先ほど、議案書 5 ページのところの報告第 3 号におきまして、専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)のところの説明で、専決処分の年月日を平成 3 0 年 2 月 2 2 日を、平成 3 0 年 2 月 2 日と説明しております。大変申しわけございません。 2 月 2 2 日が正解ですので、改めて説明させていただきました。

今後、このようなことがないように、注意します。申しわけございませんでした。

日程第15 議案第42号

○議長(林 久光君) 日程第15、議案第42号 権利の放棄についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第42号 権利の放棄について

でございます。

地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、権利を放棄することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(林 久光君) 仁城総務部長。
- ○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第42号 権利の放棄についてを御説明 いたします。

本議案につきましては、徴収の見込みのない市債権の権利の放棄をお願いするものでございます。

議案書151ページをお願いをいたします。

1、放棄する権利の内容でございます。放棄する権利は、旧切串中学校技術棟及び切串西沖桟橋待合所の貸し付けにかかわります使用料や、電気代、また水道代でございます。

表には、債権名称、該当年度、滞納額及び所管課をお示ししております。

滞納額の合計につきましては、29万819円でございます。

- 2、権利の相手方でございます。相手方は、江田島市江田島町切串1丁目37番3号 奥野建設株式会社でございます。
- 3、放棄する理由でございます。放棄する理由につきましては、相手方の破産手続の終結、また、商業登記簿の閉鎖、これに伴いまして、債務者的確及び法人格が喪失し、 徴収の見込みがなくなったことから、債権を放棄し、市の債権管理の適正化を図る必要 があるためでございます。

なお、参考資料といたしまして、次のページ152ページに、本事案の経緯をお示し しております。

説明につきましては、以上でございます。

〇議長(林 久光君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 沖元大洋議員。

- **〇10番(沖元大洋君)** この中に家賃が入っとらんのじゃが、家賃はこれはただじゃったんかいね。
- 〇議長(林 久光君) 仁城総務部長。
- ○総務部長(仁城靖雄君) 貸していた財産でもちろん家賃をいただいてたわけでございますけれども、それにつきましては、納付がされておるところでございます。納付がされております。以上でございます。
- O議長(林 久光君) ほかに御質問はございませんか。

13番 胡子雅信議員。

〇13番(胡子雅信君) こちらの件、旧切串中学校の技術棟でございますが、これは、未利用財産の有効活用ということで、当事、陸上養殖あわびを養殖するということで、技術棟をお貸しするってことであったと思うんですけれども、結局今、これの何が

言いたいかというと、お貸しした中で、いろいろ機材とか入ってると思うんです。そういうところは原状復旧、回復というところができてるのかどうかというところを教えていただきたいのと、できてない場合は、やはり撤去する費用等もかかってくるかなと思うんですが、この点について、教えてください。

〇議長(林 久光君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) 現状なんですけれども、破産後清算におきまして、水槽等の処分できるものは全て処分されております。現在、残されているものはございません。うちとしては、平成28年8月26日に職員が確認をしております。

以上でございます。

○議長(林 久光君) そのほか質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第43号

〇議長(林 久光君) 日程第16、議案第43号 平成30年度江田島市一般会計 補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第43号 平成30年度江田島市一般会計補正予算(第1号)でございます。

平成30年度江田島市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,884万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億1,884万5,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(林 久光君) 仁城総務部長。
- ○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第43号 一般会計補正予算(第1号) につきまして、歳入歳出補正予算、事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の8ページ、9ページをお願いをいたします。

初めに、歳入からでございます。

- 14款国庫支出金、3項委託金、4目消防費委託金は、事業の採択に伴います女性若者等の消防団加入促進支援事業委託金の増額補正でございます。
- 17款1項寄附金、2目指定寄附金は、さとうみ科学館に対する寄附に伴います、社会教育寄附金及び救急車等購入に対する寄附に伴います消防費寄附金の増額補正でございます。
 - 19款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。
- 20款諸収入、5項4目雑入は、宿直嘱託員にかかわります社会保険料、個人徴収金の増額補正でございます。
- 21款1項市債、6目消防債は、消防活動事業の特定財源に寄附金を充当することに伴います過疎対策事業債の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正予算の主なものは、大柿高等学校への支援関連の補助金の増額補正、 海軍兵学校江田島移転130周年記念、地域交流事業の実施に伴います事業費の増額補 正などでございます。

人件費につきましては、宿日直嘱託員報酬の増額補正を、各目におきまして計上しております。その内訳、及び合計につきましては、16ページの給与費明細書にお示ししております。

それでは、人件費関係を除く主な補正につきまして御説明をいたします。

- 10ページ、11ページをお願いをいたします。
- 2款総務費1項総務管理費、5目財産管理費は、旧秋月小学校及び旧飛渡瀬小学校の分筆によります測量登記委託料の増額補正でございます。
- 8目交流促進費は、まちづくり協議会拠点施設整備に伴います工事請負費の増額補正でございます。
- 12目安全対策費は、防災行政無線移設にかかわる工事請負費の増額補正でございます。
 - 13目市民センター費は、沖美市民センター調理室の改良等に伴います工事請負費の

増額補正でございます。

このページ下段から12ページ、13ページをお願いをいたします。

14目集会所施設費は、沖美ふれあいセンターの空調修繕に伴います工事請負費の増額補正でございます。

9款1項消防費、1目常備消防費及び2目非常備消防費は、女性若者等の消防団加入 促進支援事業の採択に伴います事業費の組みかえ及び増額補正でございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は、大柿高等学校の存続に向けて、さらなる支援を図るための補助金の増額補正でございます。

14ページ、15ページをお願いをいたします。

4項社会教育費、3目公民館費は、土地境界確認業務に伴います測量登記委託料の増額補正でございます。6目文化財保護費は、海軍兵学校江田島移転130周年記念、地域交流事業の実施に伴います事業費の増額補正でございます。8目環境館費は、寄附金を受けまして、公用車を購入するための所要の経費の増額補正でございます。

予算書4ページにお戻りください。

「第2表 地方債補正」でございます。廃止といたしまして、過疎対策事業債の消防 施設整備事業1件をお願いをしております。

なお、事項別明細書の16ページに給与費明細書、17ページには地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,884万5,000円を増加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億1,884万5,000円とする一般会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

○議長(林 久光君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番 胡子雅信議員。

●13番(胡子雅信君) 事項別明細書13ページでございます。学校教育振興一般事業費、こちらこのたび、大柿高校の存続を支援するというところで、2つの補助金メニューを増額ということでございますが、いわゆる公営塾のことでございます。今回、講師を1名増員するということでございますが、実は、全員協議会5月28日にありました。そのとき、おおがき暁塾、私もたまたま開催日だったので訪問させてもらいました。今、見てる中で、いろいろな教科でそれぞれがそれぞれに合った学習をしているわけなんですけども、私が見る中で、一部中学校の英語のことでいろいろ勉強されているところも見えました。そういった意味で、今、高校生でありますけれども、中学の英語をやっているということで、やはり、基礎的なところがまだ学び切れてないのかなというふうに思ったわけなんですけども、この点、この増員について、どのような講師を採用するというか、これは、多分教育委員会のほうは、助言程度なのかもしれませんけれども、どのような増員の仕方、もちろん生徒は、受講生は先ほど説明があったようにふえておりますが、どのような講師を支援していくことによって、大柿高校の生徒の学力を上げようというふうになさっているのか、お伺いいたします。

- 〇議長(林 久光君) 小栗教育次長。
- ○教育次長(小栗 賢君) 今回の支援策の講師を2名に増員するということでございます。今の状況で中村憲二郎講師の方をお願いしているんですが、今は、中村先生と一応話をさせていただいて、もちろん大柿高校も入れてなんですが、中村先生の意向に沿った、継続性がございますので、中村先生の意向に沿った方を1名増員して、まだ詳細なところまでは決まってはいないんですが、例えば、土目をふやそうかとかちょっと日にちをふやすとか、そういうことを考えております。

中身につきましては、先ほど言いましたように、基礎的なこともやりますし、ふえることによって、もっと高みを望みたいんだというふうなこともできようかと思いますので、その辺の細かいところは今後、打ち合わせをしていきたいなというふうには思います。

以上です。

- 〇議長(林 久光君) 13番 胡子雅信議員。
- ○13番(胡子雅信君) わかりました。ぜひその中村講師といろいろ話をしていただきたいというのがあります。もちろん今、江田島市のほうも、要は中学生にも英検の受験料の補助をしているということで、英語に力を入れられていると、また、2020年の大学の入試改革、そこにおいては、英語の共通テストですか、この部分でつい先般、前倒しで広島大学が要は特定の民間の例えば英検であるとか、TOEFLかTOEICか忘れましたけども、こういったものをある一定の基準を満たせば、その英語の教科については、満点ということで評価するというふうなところもありますので、中学校が英語教科、今されてます。そういう意味では、大学受験においても、やはり英語はすごく大切な科目になりますので、ぜひその中村講師と、その点も踏まえてお話ししていただいて、有益な補助のあり方としていただければと思います。これは要望でございます。
- O議長(林 久光君) ほかに質疑はありませんか。

7番 酒永光志議員。

- **〇7番(酒永光志君)** 9ページ歳入なんですが、多額の指定寄附金をいただいております。差し支えなければ、どの団体から、または、個人かもわかりませんが、紹介できるんであれば教えていただきたい。それと、11ページの沖美市民センターの管理運営事業費で、調理室の改良工事というのが57万3,000円ほど組まれておるんですが、沖美市民センターといえば、まだ、新築して間もない施設なんですが、どういう不良箇所があったのかお聞かせください。
- 〇議長(林 久光君) 丸石消防長。
- **○消防長(丸石正男君)** それでは、まず、初めの寄附金について、御説明させてもらいます。

相手方、寄附申込者は、一般社団法人、安芸地区医師会様でございます。会長のほうから申し込みがありました。

寄附の条件といたしまして、市消防本部が購入する高規格救急車及び高度救急救命処 置資機材の一部に充当ということになっています。

以上でございます。

- 〇議長(林 久光君) 小栗教育次長。
- **〇教育次長(小栗 賢君)** 寄附のほうから、教育委員会のほうは、今のさとうみのほうなんですが、寄附を受けたのが、呉市の大進グループでございます。ここから、指定寄附ということで、さとうみのほうに寄附をいただいております。

以上です。

- 〇議長(林 久光君) 山井市民生活部長。
- ○市民生活部長(山井法男君) 沖美市民センターのほうの工事請負費の中身なんですけれども、確かに議員御指摘のとおり、昨年できたばっかりの施設なんですけれども、こちらに調理室があります。調理室に個別の調理台があるわけなんですけれども、いろんな行事をする際に、ちょっと大き目の鍋を使ったりします。そうすると、今、設置されている調理台の流しがちょっと小さくて、普通の料理教室なんかでは大丈夫なんですけども、大きな鍋がなかなか洗いづらいということが去年の1年間ずっと行事をする中で、再三そういう機会があって、どうにかしてほしいということで、地元から強い要望がありました。ですから、1台だけ、増設したような感じで、大き目の鍋が洗えるようなシンクを増設するという工事を予定しております。
- O議長(林 久光君) ほかに質疑はありませんか。

17番 山本秀男議員。

- ○17番(山本秀男君) 11ページの財産管理事業費、委託料ですが、今の説明では、旧秋月小学校の分筆の登記に要する費用だというふうに説明があったんですが、分筆するには、目的があるんだろうと思います。それで、これ以前、プロポで事業者を募集しておりましたが、その関係もあるのか、分筆する目的、これからの使用目的いうんですか、使用方法、ここらあたりをわかれば教えていただきたいです。
- 〇議長(林 久光君) 江郷企画部長。
- **○企画部長(江郷壱行君)** 旧秋月小学校につきましては、校庭の中に、旧市道、道が当時のまま残っております。これと、体育館は、地元のほうで使いますので、この体育館の分筆こういったことをする業務の予定です。使用の目的については、処分も含め、まだ決まってはないんですが、処分または貸し出しということを目的としております。その際に、土地を整理する必要がございますので、このように分筆の予算を補正で上げました。

以上です。

○議長(林 久光君) 質疑はありませんか、ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会

〇議長(林 久光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、4日目は6月19日火曜日、午前10時に開会いたしますので、御参集ください。

本日は御苦労さまでした。

(散会 13時24分)